

株式会社宮津製作所に対する買取決定等について

2010年11月12日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2010年9月17日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者について、本日、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社宮津製作所（以下「対象事業者」という。）
2. 金融支援額
関係金融機関等による金融支援額（債権放棄額）は、対象事業者の全事業を株式会社富士テクニカに譲渡した後に行われる予定の特別清算手続において確定することになります。
3. 一般商取引債権の取扱い
今般の買取決定等は、全ての関係金融機関等との間で合意が整ったことを意味するものであり、対象事業者の一般商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上